



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次

○ 告示

- 180 新たに生じた土地の確認の届出 (市町村課)
- 181 新たに生じた字の区域の届出 (")
- 182 新たに生じた土地の確認の届出 (")
- 183 新たに生じた字の区域の届出 (")
- 184 生活保護法による指定介護機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 185 生活保護法による介護機関の指定 (")
- 186 生活保護法医療扶助レセプト点検等の業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (")
- 187 救急病院の認定 (医務課)
- 188 救急診療所の認定 (")
- 189 貸金業者の業務の停止 (商工労働総務課)
- 190 " (")
- 191 " (")
- 192 " (")
- 193 " (")
- 194 東部土地改良区の解散認可 (農村計画課)
- 195 土地改良事業の工事の完了 (")
- 196 道路の位置の指定 (都市政策課)

○ 人事委員会告示

- 1 平成17年度和歌山県職員採用試験実施計画

○ 収用委員会告示

- 2 土地収用法による裁決手続開始の決定

○ 公告

- 入札公告 (福祉保健総務課)

告 示

和歌山県告示第 180 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定に基づき、田辺市長から次のとおり新たに生じた土地の確認をした旨の届出があった。

平成 17 年 2 月 22 日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県田辺市扇ヶ浜 1764 番地 4、1792 番地 2 及び上屋敷二丁目 193 番地 50 に接する無番地の地先公有水面埋立地 16,139.96 平方メートル

和歌山県告示第 181 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、田辺市長から次のとおり字の区域を定めたことについての届出があった。

平成 17 年 2 月 22 日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県田辺市扇ヶ浜 1764 番地 4、1792 番地 2 及び上屋敷二丁目 193 番地 50 に接する無番地の地先公有水面埋立地 16,139.96 平方メートルを和歌山県田辺市扇ヶ浜に編入する。

和歌山県告示第 182 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定に基づき、田辺市長から次のとおり新たに生じた土地の確認をした旨の届出があった。

平成 17 年 2 月 22 日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県田辺市扇ヶ浜 1764 番地 4、1792 番地 2 及び上屋敷二丁目 193 番地 50 に接する無番地の地先公有水面埋立地 7,327.54 平方メートル

和歌山県告示第 183 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、田辺市長から次のとおり字の区域を定めたことについての届出があった。

平成 17 年 2 月 22 日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県田辺市扇ヶ浜 1764 番地 4、1792 番地 2 及び上屋敷二丁目 193 番地 50 に接する無番地の地先公有水面埋立地 7,327.54 平方メートルを和歌山県田辺市扇ヶ浜に編入する。

和歌山県告示第 184 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 17 年 2 月 22 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人南部町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝 445-2	南部町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝 445-2	訪問介護 訪問入浴介護	平成 17.1.3
社会福祉法人南部町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝 445-2	南部町社会福祉協議会	日高郡みなべ町埴田 1430	通所介護	平成 17.1.3
社会福祉法人南部町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝 445-2	南部町社会福祉協議会	日高郡みなべ町埴田 1444-1	通所介護	平成 17.1.3
社会福祉法人南部川村社会福祉協議会	日高郡みなべ町東本庄 100 番地	社会福祉法人南部川村社会福祉協議会	日高郡みなべ町東本庄 100 番地	訪問介護 訪問入浴介護 通所介護	平成 17.1.3
社会福祉法人南部町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝 445 番地の 2 南部町社会福祉センターはあと館	南部町社協	日高郡みなべ町芝 445 番地の 2 南部町社会福祉センターはあと館	居宅介護支援 事業	平成 17.1.3
社会福祉法人南部川村社会福祉協議会	日高郡みなべ町東本庄 100 番地	南部川村社協	日高郡みなべ町東本庄 100 番地	居宅介護支援 事業	平成 17.1.3
社会福祉法人南部川村社会福祉協議会	日高郡みなべ町東本庄 100 番地	社会福祉法人南部川村社会福祉協議会	日高郡みなべ町東本庄 100 番地	訪問介護 訪問入浴介護 通所介護	平成 17.1.3
				福祉用具貸与	平成 16.10.1
特定非営利活動法人デイケアハウスなごみ	田辺市文里 1-31-7	デイケアハウスなごみ	田辺市文里 1-31-7	通所介護	平成 17.1.31

和歌山県告示第 185 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 の規定により介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定に

基づき、次のとおり告示する。

平成 17 年 2 月 22 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人デイケアハウスなごみ	田辺市文里 1-31-7	デイケアハウスなごみ	田辺市湊 1077-7	通所介護	平成 17.2.1

和歌山県告示第 186 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治法令」という。)第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき、生活保護法医療扶助レセプト点検等の業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成 17 年 2 月 22 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 委託業務の内容

平成 17 年度生活保護法医療扶助レセプト点検等に関する業務

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札資格審査申請書
- イ 事業経歴書
- ウ 法人にあっては、発行後 3 か月を経過していない登

記簿謄本又は登記事項証明書

- エ 印鑑証明書(法人にあっては法務局の、個人にあっては市町村のそれぞれ発行するもので発行後 3 か月を経過していないものに限る。)
- オ 財務諸表(直近 2 か年分で法人にあっては、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては、青色申告又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書)
- カ 使用印鑑届
- キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後 3 か月を経過していないもの(和歌山県税が課税されていない者で、県外に主たる営業所を有する者にあっては、主たる営業所の所在地のある都道府県の納税証明書)
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
 - (ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課

する個人住民税 (県・市町村民税)

(エ) 営業所又は支店の長に県との取引を委任する法人にあっては、当該営業所又は支店の所在する市町村が課する市町村民税全税目

ク 誓約書

ケ 業務実績証明書

コ 和歌山県が示すこの業務に関する仕様書への対応状況を明記した書類

サ 委任状 (申請者が代理人を選任した場合)

(2) (1) のア、イ、カ、ク、ケ及びサに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成 17 年 2 月 22 日 (火) から平成 17 年 3 月 4 日 (金) までの和歌山県の休日を定める条例 (平成元年和歌山県条例第 39 号) に規定する県の休日を除く、毎日午前 10 時から午後 4 時までの間に、5 に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、3 に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成 17 年 3 月 4 日 (金) までの間に和歌山県福祉保健部社会福祉局福祉保健総務課に対して書面等 (ファクシミリを含む。) により行うものとする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目 1 番地
和歌山県庁 C 会議室

(2) 日時

平成 17 年 2 月 28 日 (月) 午後 2 時から

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成 17 年 2 月 28 日 (月) から平成 17 年 3 月 9 日 (水) までの和歌山県の休日を定める条例に規定する県の休日を除く、毎日午前 10 時から午後 4 時までの間に 5 で掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県福祉保健部社会福祉局福祉保健総務課
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2473
(F A X 073-425-6560)

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成 17 年 2 月 28 日 (月) 現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 平成 14 年度以降において、生活保護法による医療扶助レセプト点検業務を請け負う契約を締結し、連続する 12 か月以上継続して履行した実績を有し、資力、経営規模、点検の業務に係る従業員の人数及び医療扶助レセプトの点検能力がこの契約の履行に必要な程度に充実していること。
- (5) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成 17 年 3 月 22 日 (火) までに通知する。

9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成 17 年 3 月 25 日 (金) までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成 17 年 3 月 30 日 (水) までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、5 に掲げる場所とする。

和歌山県告示第 187 号

救急病院等を定める省令 (昭和 39 年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項の規定に基づき、救急病院を次のとおり認定した。

平成 17 年 2 月 22 日

和歌山県知事 木村良樹

名 称	所 在 地	有効期限
医療法人井上病院	和歌山市小人町南ノ丁 20 番地	平成 20.1.31
河西田村病院	和歌山市島橋東ノ丁 1 番 11 号	平成 20.1.31
医療法人裕紫会中谷病院	和歌山市鳴神 123-1	平成 20.1.31
宇都宮病院	和歌山市鳴神 505-4	平成 20.1.31
月山病院	和歌山市小松原通 1 丁目 3 番地	平成 20.1.31
寺下病院	和歌山市和歌町 22 番地	平成 20.1.31

中江病院	和歌山市船所30番地の1	平成20.1.31
中谷医科歯科病院	和歌山市屋形町1丁目11番地	平成20.1.31
中村病院	和歌山市友田町2丁目32番地	平成20.1.31
橋本病院	和歌山市堀止南ノ丁4番31号	平成20.1.31
福外科病院	和歌山市和歌浦東3丁目5番31号	平成20.1.31
堀口整形外科病院	和歌山市本町5丁目35	平成20.1.31
和歌山労災病院	和歌山市古屋435	平成20.1.31
和歌山生協病院	和歌山市有本143-1	平成20.1.31
日本赤十字社和歌山医療センター	和歌山市小松原通4丁目20番地	平成20.1.31

和歌山県告示第188号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき、救急診療所を次のとおり認定し

番号	商号又は名称	氏名	主たる営業所等の所在地	登録番号	登録年月日
1	かねます商事	島倉弘一郎	田辺市新万4番9号	和歌山県知事(7)第00578号	平成14年12月10日
2	貴和商事	土井義夫	那賀郡貴志川町国主271番地の24	和歌山県知事(6)第00702号	平成14年5月18日
3	月商事	下井禎造	和歌山市松江北6丁目9番29号	和歌山県知事(6)第00734号	平成14年11月8日
4	松千商事	千原恒美	和歌山市津秦217番地の13 第2山川マンション2B	和歌山県知事(5)第00874号	平成14年7月7日
5	丸由商事	濱野由行	和歌山市市小路97番地 幸福荘11号	和歌山県知事(5)第00894号	平成14年12月12日
6	紀南商事	南吉乗	和歌山市津秦217番地の13 第2山川マンション2B	和歌山県知事(5)第00897号	平成14年12月13日
7	紀伊企画	峰山茂	東牟婁郡古座川町鶴川19番地	和歌山県知事(5)第00924号	平成15年7月10日
8	日高商事	堀口諦	日高郡南部川村晩稲344番地	和歌山県知事(5)第01005号	平成16年12月9日
9	マネーショップ滝ノ平	西垣内君代	那賀郡桃山町神田536番地	和歌山県知事(4)第01030号	平成14年6月21日
10	山庄商事	山本庄司	日高郡南部川村清川3725番地の1	和歌山県知事(3)第01144号	平成14年12月20日
11		山田博	和歌山市六十谷438番地	和歌山県知事(3)第01157号	平成15年4月22日
12		池村秀春	日高郡日高町高家1181番地の5	和歌山県知事(3)第01167号	平成15年6月27日
13		鈴木義夫	伊都郡高野口町伏原1025番地の7	和歌山県知事(3)第01199号	平成16年3月12日
14	東信商事	中井修	和歌山市弘西70番地の1	和歌山県知事(3)第01203号	平成16年3月12日
15		福田博己	和歌山市向33番地の1 センチュリーコート紀ノ川115号	和歌山県知事(2)第01247号	平成14年9月3日
16	(株)不二商事	谷村照雄	西牟婁郡上富田町朝来2330番地の10	和歌山県知事(2)第01265号	平成15年2月4日
17	有商	南義信	有田市糸我町中番1260番地の1	和歌山県知事(2)第01299号	平成16年1月9日

た。

平成17年2月22日

和歌山県知事 木村良樹

名	称	所在地	有効期限
医療法人青木整形外科		和歌山市布引763番地の8	平成20.1.31

和歌山県告示第189号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条の規定により、平成17年2月15日から平成17年4月15日までの間の60日間、貸金業の業務(弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成17年2月10日に命じたので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年2月22日

和歌山県知事 木村良樹

18	(有)ワイド	大西寿拓	田辺市下万呂579番地の1	和歌山県知事(2)第01308号	平成16年7月11日
19		吉田誠	御坊市島280番地の7	和歌山県知事(2)第01314号	平成16年10月9日
20	寿商事	森利夫	田辺市秋津町37番地の3	和歌山県知事(1)第01341号	平成14年10月4日
21		木村博	西牟婁郡串本町鬮野川1277-1	和歌山県知事(1)第01343号	平成14年10月29日
22	後藤商会	後藤孝一	和歌山市加納264-6	和歌山県知事(1)第01354号	平成15年2月19日
23	ローンズタイヨウ	松尾保男	和歌山市吉田303番地	和歌山県知事(1)第01358号	平成15年3月21日
24	ワイエム	室谷保雄	和歌山市松江中1丁目4番5号	和歌山県知事(1)第01366号	平成15年8月18日
25	アート	多計英彦	和歌山市鳴神629-1	和歌山県知事(1)第01370号	平成15年9月18日
26	フィールド	藤崎昇	和歌山市市小路102 第2美恵荘6号	和歌山県知事(1)第01373号	平成15年10月9日

和歌山県告示第 190 号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条の規定により、平成17年2月15日から平成17年3月15日までの間の29日間、貸金業の業務(弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成17年2月10日に命じたので、同法第41条の規定により公告する。

平成 17 年 2 月 22 日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 商号又は名称 美和
- 2 氏名 柳岡勝
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地
田辺市下万呂 579 番地の 1 2 階
- 4 登録番号 和歌山県知事(4)第01020号
- 5 登録年月日 平成14年3月15日

和歌山県告示第 191 号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条の規定により、平成17年2月15日から平成17年3月14日までの間の28日間、貸金業の業務(弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成17年2月10日に命じたので、同法第41条の規定により公告する。

平成 17 年 2 月 22 日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 商号又は名称 穴師商事

- 2 氏名 坂田進

- 3 主たる営業所又は事務所の所在地

那賀郡岩出町吉田 56 番地の 12

- 4 登録番号 和歌山県知事(1)第01324号

- 5 登録年月日 平成14年3月14日

和歌山県告示第 192 号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条の規定により、平成17年2月15日から平成17年3月25日までの間の39日間、貸金業の業務(弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成17年2月10日に命じたので、同法第41条の規定により公告する。

平成 17 年 2 月 22 日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 商号又は名称 なし
- 2 氏名 金芳夫(西川芳夫)
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地
和歌山市西ノ店 31 番地ピュアントリー一城北 2F 202
- 4 登録番号 和歌山県知事(1)第01325号
- 5 登録年月日 平成14年3月25日

和歌山県告示第 193 号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条の規定により、平成17年2月15日から平成17年4月8日までの間の53日間、貸金業の業務(弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修

了証書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。) ことを、平成 17 年 2 月 10 日に命じたので、同法第 41 条の規定により公告する。

平成 17 年 2 月 22 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 商号又は名称 なし
- 2 氏名 瀧田光男
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地
田辺市下万呂 866 番地有本マンション 1 階
- 4 登録番号 和歌山県知事 (1) 第 01327 号
- 5 登録年月日 平成 14 年 4 月 8 日

和歌山県告示第 194 号

東部土地改良区は、平成 17 年 2 月 22 日解散したので、土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 67 条第 3 項の規定により公告する。

平成 17 年 2 月 22 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県告示第 195 号

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 113 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 17 年 2 月 22 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 事業名 印南町営土地改良事業 (小規模土地改良事業名 杭地区)
 - 2 同意年月日 平成 13 年 11 月 27 日
 - 3 事業主体 印南町
- 1 試験日程

試験名	試験案内・申込書の配布開始	受付期間	第 1 次試験日	第 2 次試験日	第 3 次試験日	
I 種 (大学卒業程度)	4 月 19 日 予定	5 月 6 日 ~ 5 月 20 日	6 月 26 日	8 月上旬		
II 種 (短大卒業程度)	6 月 28 日 予定	8 月 15 日 ~ 8 月 26 日	9 月 25 日	10 月下旬		
III 種 (高校卒業程度)	6 月 28 日 予定	8 月 15 日 ~ 8 月 26 日	9 月 25 日	10 月下旬		
警察官 A	男性	3 月 15 日 予定	4 月 4 日 ~ 4 月 15 日	5 月 8 日	6 月上旬	7 月下旬
	女性					
警察官 B	男性	6 月 28 日 予定	8 月 1 日 ~ 8 月 12 日	9 月 18 日	10 月中旬	11 月下旬
	女性					

2 受験資格

試験名	受験資格
I 種	次のア又はイの要件を満たす人 ア 昭和 51 年 4 月 2 日から昭和 59 年 4 月 1 日までに生まれた人 イ 昭和 59 年 4 月 2 日以降に生まれた人で大学 (短大を除く。) を卒業した人又は平成 18 年 3 月末日までに卒業見込みの人
II 種	昭和 53 年 4 月 2 日から昭和 61 年 4 月 1 日までに生まれた人 (大学 (短大を除く。) を卒業した人又は平成 18 年 3 月末日までに卒業見込みの人は除く。)

4 工事を完了した時期 平成 14 年 3 月 29 日

和歌山県告示第 196 号

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成 17 年 2 月 22 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2804	有田市新堂字弁天 38 番 1 の一部、39 番 1 の一部、40 番 1 の一部、49 番 1 の一部、49 番 4、水路	有田市新堂 1081、1082 番地 成川弘	平成 17 年 2 月 14 日	6.30 6.20	72.18 40.42
2810	海南市藤白字有田屋濱 179 番の一部、181 番 1 の一部、181 番 6 の一部	海南市大野中 1056 番地の 103 三共商事代表 橋中雅巳	平成 17 年 2 月 14 日	6.00	57.60

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第 1 号

平成 17 年度和歌山県職員採用試験実施計画を次のとおり定める。

平成 17 年 2 月 22 日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

Ⅲ	種	昭和 56 年 4 月 2 日から昭和 63 年 4 月 1 日までに生まれた人 (大学 (短大を除く。)) における在学期間が 2 年を超える人は除く。)
警 察 官 A	男性	昭和 51 年 4 月 2 日から昭和 63 年 4 月 1 日までに生まれた人で大学 (短大を除く。) を卒業した人又は平成 18 年 3 月末日までに卒業見込みの人
	女性	
警 察 官 B	男性	昭和 51 年 4 月 2 日から昭和 63 年 4 月 1 日までに生まれた人で上記「警察官 A」の受験資格に該当しない人
	女性	

3 試験地

試 験 名	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験 等
I	種 和歌山市、田辺市	和歌山市
Ⅱ	種 和歌山市、田辺市	和歌山市
Ⅲ	種 和歌山市、田辺市、新宮市	和歌山市
警 察 官 A	男性	和歌山市、田辺市
	女性	
警 察 官 B	男性	和歌山市 (第 2・3 次試験)
	女性	

4 その他

- (1) 試験区分、採用予定人員、受験資格等の詳細については、各試験ごとに要綱を定める。
 なお、この計画は、都合により変更される場合がある。
- (2) 資格免許職等職員採用選考試験、育休任期付職員採用試験等については、実施の有無を含め未定である。

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第 2 号

土地収用法 (昭和 26 年法律第 219 号) 第 45 条の 2 の規定により、平成 17 年 2 月 9 日次のとおり裁決手続開始の決

定をした。

平成 17 年 2 月 22 日

和歌山県収用委員会委員長 谷 口 昇 二

- 1 起業者の名称 和歌山県
- 2 事業の種類 一般国道 371 号改築工事 (和歌山県橋本市市脇四丁目地内から同県同市清水字石井地内まで) 並びにこれに伴う一般国道 370 号改築工事及び市道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

裁 決 手 続 開 始 を 決 定 す る 土 地							土 地 所 有 者		土 地 に 関 し て 権 利 を 有 す る 関 係 人		備 考
所 在 地 番	地 目	地 積 (㎡)		取 用 し よ う と す る 土 地 の 面 積 (㎡)	使 用 し よ う と す る 土 地 の 面 積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権 利 の 種 類	
		登 記 簿	現 況								登 記 簿
和歌山県橋本市清水字石井	512 番 6 田	畑	224.00	224.74	0.61	1.34	堀内政野 (持分 2/4) 堀内啓治 (持分 1/4) 堀内弘作 (持分 1/4)	和歌山県橋本市清水 265 番地の 4 大阪府大阪狭山市金剛一丁目 2 番 1-906 号 和歌山県橋本市清水 528 番地の 3	なし		
和歌山県橋本市清水字石井	528 番 1 畑	宅地	281.00	281.73	31.68	8.32	堀内弘作	和歌山県橋本市清水 528 番地の 3	なし		

公 告

入 札 公 告

平成 17 年度生活保護法医療扶助レセプト点検等業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治法令」という。) 第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

平成 17 年 2 月 22 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度及び事業番号
平成 17 年度レセ点第 1 号
 - (2) 委託業務名
生活保護法医療扶助レセプト点検等業務

<p>(3) 業務委託内容 仕様書による。</p> <p>(4) 委託業務期間 契約締結日から平成 18 年 3 月 31 日まで</p> <p>(5) 履行場所 和歌山県庁内、各振興局健康福祉部内及び東牟婁振興局健康福祉部古座支所内</p> <p>(6) 履行期日 和歌山県庁内においては毎月 1 回、各振興局健康福祉部内及び東牟婁振興局健康福祉部古座支所内においては 3 か月に 1 回</p> <p>2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 平成 17 年和歌山県告示第 186 号に規定する生活保護法医療扶助レセプト点検等の業務委託の一般競争入札参加資格を有すること。</p> <p>3 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 和歌山市小松原通一丁目 1 番地 和歌山県福祉保健部社会福祉局福祉保健総務課</p> <p>(2) 日時 平成 17 年 2 月 22 日(火)から平成 17 年 3 月 4 日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第 39 号)に規定する県の休日を除く、毎日午前 10 時から午後 4 時まで。</p> <p>4 入札説明書を交付する場所及び日時等</p> <p>(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 場所 3 の (1) に同じ。</p> <p>イ 日時 3 の (2) に同じ。</p> <p>(2) (1) の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5 に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成 17 年 3 月 4 日(金)までの間に和歌山県福祉保健部社会福祉局福祉保健総務課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。</p> <p>5 事業説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 和歌山市小松原通一丁目 1 番地 和歌山県庁 C 会議室</p> <p>(2) 日時 平成 17 年 2 月 28 日(月)午後 2 時から</p> <p>6 一般競争入札執行の場所及び日時等</p> <p>(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりと</p>	<p>する。</p> <p>ア 入札場所 和歌山市小松原通一丁目 1 番地 和歌山県民文化会館 408 会議室</p> <p>イ 入札日時 平成 17 年 4 月 1 日(金)午前 10 時から</p> <p>ウ 開札場所 アに同じ。</p> <p>エ 開札日時 イに同じ。</p> <p>(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。</p> <p>7 入札方法 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第 167 条の 7 及び和歌山県財務規則(昭和 63 年和歌山県規則第 28 号)第 85 条から第 88 条までの規定の定めるところによる。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第 167 条の 16 及び和歌山県財務規則第 92 条から第 95 条までの規定に定めるところによる。</p> <p>10 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。</p> <p>なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者</p>
---	---

であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で 2 に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載する
とおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県福祉保健部社会福祉局
福祉保健総務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第 102 条の規定に
基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって
申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある
ときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を
決定するものとする。この場合において、当該入札者の
うち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がある
ときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和
歌山県福祉保健部社会福祉局福祉保健総務課の職員にく
じを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札が
ないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合にお
いて、入札の回数は、最初の入札を含め 2 回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称
及び所在地は、次のとおりとする。
 - ア 名称
和歌山県福祉保健部社会福祉局福祉保健総務課
 - イ 所在地
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2473
(F A X 073-425-6560)
- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通
貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) この入札は、平成 17 年 2 月和歌山県議会において、平
成 17 年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合
は、中止、延期又は変更をするものとする。